

会計年度任用職員の人事評価について

～ 令和2年度の制度運用に係る留意点 ～

<会計年度任用職員について>

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されます。これにより、これまで人事評価の対象外であった非常勤職員（特別職）から、会計年度任用職員（一般職）となるものについては、正規職員と同様、任期の長短や勤務時間数にかかわらず、人事評価制度の対象となります。

1 人事評価の方法

(1) 使用するシート

評価対象者及び評価者の負担軽減のため、以下の簡易シート（様式5）を用います。

簡易評価票(会計年度任用職員用)		令和 年度 能力/業績評価	
職員	記入日	令和 年 月 日	
	所属	〇〇立〇〇学校	
	氏名	△△ △△	
	業務内容	〇〇〇に関する業務	
	任期	〇月△日～□月×日	
	第一次評価者	記入日	令和 年 月 日
		所属・職	〇〇立〇〇学校・教頭
		氏名	□□ □□
	第二次評価者	記入日	令和 年 月 日
		所属・職	〇〇立〇〇学校・校長
		氏名	◎◎ ◎◎
■能力評価		■業績評価	
No	評価項目	職員 確認	一次評価 二次評価
1	倫理・規律遵守	✓	
2	学習指導等	✓	
3	生徒指導等	✓	
No	項目	職員 確認	一次評価 二次評価
1	学習指導等(指導実践)	✓	
2	生徒指導等(児童生徒理解)	✓	
3			
■備考・特記事項			
職員		評価者	
区分	能力評価	業績評価	
評価			

(2) 能力評価、業績評価の項目への記入について

- 能力評価：従事する業務内容ごとに、参考とする「標準的な職」及び評価項目から、3つ以内で設定します（裏面参照）。

例	教育課程に係る非常勤講師	→	教諭
	スクールソーシャルワーカー	→	訪問相談担当教員
- 業績評価：能力評価で設定した評価項目を、業績評価の項目（倫理・規律遵守を除く）として記入し、各項目の評価の着眼点から重点的に取り組む着眼点をそれぞれ1つずつ選択し、各項目にカッコ書きで記入します。

※ 最終申告において、果たすべき職務を良好に遂行できた（能力評価）、業務を概ね適切に遂行できた（業績評価）と考える場合、確認欄にチェック（✓）します。

(3) 評価者

第一次評価者：副校長・教頭、第二次評価者：校長

(4) 評価期間

- 任期：同一年度内更新の場合は、一の評価期間として扱う。
- 評価基準日：原則として3月1日（中途退職や任期満了の場合は前倒しする）。

(5) 評価

- 能力評価及び業績評価を実施しますが、総合評価は行いません。
- 評価は5段階の絶対評価で行います。標準が「B」となります（裏面参照）。

(6) 面談方法

- 勤務形態等を踏まえ、当初面談・中間面談は省略可能とし、最終面談は実施します。

(7) その他

- 詳細については、「教職員人事評価制度の手引」（令和2年4月）を確認してください。

2 人事評価結果の活用について

評価結果の給与への反映はありません。

(参考)

- 標準的な職及び評価項目についての例（「教職員人事評価制度の手引」P58、59参照）
評価項目及び評価の着眼点など、参考とする職務能力発揮シート（様式2の4から21）を確認します。

業務内容等	職員区分	標準的な職	評価項目
外国語指導助手、外国児童生徒等指導相談員、学習サポーター支援、教育課程に係る非常勤講師、休暇等代替非常勤講師、初任者研修に係る非常勤講師、学校支援のための非常勤講師、妊娠教員補助講師、特別非常勤講師、委嘱講師、中学校等教科担任講師、きめ細かな指導のための非常勤講師	教員	教諭 (2の4)	倫理・規律遵守 学習指導等 生徒指導等 調整・連携
スクールカウンセラー	教員	教諭 養護教諭 (2の4・5)	倫理・規律遵守 生徒指導等 保健教育、調整・連携
スクールソーシャルワーカー、生徒指導アドバイザー	教員	教諭 訪問相談担当教員 (2の4-4)	倫理・規律遵守 生徒指導等 訪問相談 調整・連携
非常勤学校栄養職員、派遣学校栄養職員	学校栄養職員、技術職員	専門員 技師 (2の10・12)	倫理・規律遵守 給食管理 食育の推進 調整・連携
特別業務職員（スクール・サポート・スタッフに関する業務）、派遣事務職員、派遣日々雇用職員	事務職員	主事 (2の16)	倫理・規律遵守 学校事務 学校運営 調整・連携
特別支援教育支援員、特別業務職員（学校給食の調理に関する業務、児童生徒の介助に関する業務、生産物等の管理に関する業務）、給食補助員、代替措置職員	その他の職員（介助員、調理員、学校農業技能員、学校技能員）	主任の職 主任以外の職 (2の20・21)	倫理・規律遵守 技能に関する職務 調整・連携

・業績評価項目記入例

評価項目	参考となる評価の着眼点
学習指導等	「指導実践」または「評価・改善」が望ましい。
生徒指導等	「児童生徒理解」または「指導実践」が望ましい。
調整・連携	「職員間の連携」が望ましい。
保健教育	「児童生徒理解」または「能力育成」が望ましい。
訪問相談	「家庭訪問」または「復帰支援」が望ましい。
給食管理	「知識・技能」または「衛生管理」が望ましい。
食育の推進	「食に関する指導の支援」または「情報提供」が望ましい。
学校事務	「知識・技能」または「適時判断力」が望ましい。
学校運営	「学校運営」が望ましい。
技能に関する職務	「知識・技能」または「安全衛生」が望ましい。

・能力評価、業績評価の基準

評価	基準
S	極めて優れている
A	優れている
B	概ね良好である 【標準】
C	不十分である
D	極めて不十分で、業務に支障をきたした